

無線局免許（再免許）申請書

令和 年 月 日

信越総合通信局長 殿

収入印紙貼付欄【アマチュア局】	
50W以下の申請	4,530円
50Wを超える申請	8,480円
※収入印紙に割印、消印はしないこと。	
※収入印紙は印紙がそれぞれ重ならない様に貼付すること。	
なお、本欄に貼付しきれない場合は本申請書余白に貼付のこと。	
※収入印紙が規定額より多い場合は、欄外に「過納承諾 氏名」を記入してください。	

☒ 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

また、上記の申請に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

記

1 申請者

住 所	都道府県－市区町村コード []
	〒 (-)
氏名又は 名称及び代表者氏名	フリガナ：

2 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	☒ 該当 ☐ 該当しない
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	☐ 有 ☒ 無

3 免許又は再免許に関する事項

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 （1局）
② 識別信号	コールサイン：
③ 免許の番号	信 A 第 号
④ 免許の年月日	平成 年 月 日
⑤ 希望する免許の有効期間	年 月 日
⑥ 備考	

4 電波利用料

① 電波利用料の前納	
電波利用料の前納の申出の有無	☐ 有 ☒ 無
電波利用料の前納に係る期間	☐ 無線局の免許の有効期間まで前納します。 ☐ その他（ 年）

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）

☐ 1の欄と同一の記載を省略しよ。

住 所	都道府県－市区町村コード []
	〒 (-)
部署名	フリガナ：

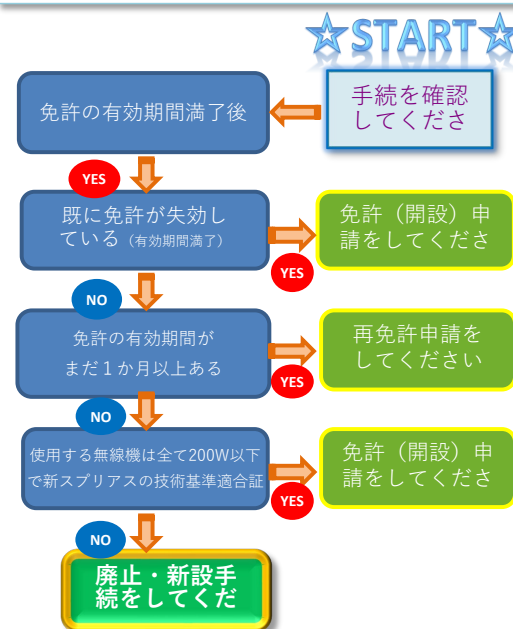
5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ：
電話番号	
電子メールアドレス	

○廃止・新設について（特例手続）

廃止・新設手続とは、「今ある無線局の廃止届」と「同等の無線局の免許申請」を同時に行う場合に限り、無線局の免許手続を簡略化する手続です。〔無線局免許手続規則第15条の2及び第15条の5 関連〕本来、再免許申請忘れの救済措置としての規定ではありませんが、他の局種同様アマチュア局にも適用できることから、御案内をしています。

再免許申請提出期限(受付期間)経過後から免許が失効するまでの間に本手続を取ることで、無線設備の保証手続や新設検査を受けることなく開局の手続きができます。



アマチュア局は次のすべての条件に合致した場合にのみこの手続をすることができます。

- ① 免許の有効期限満了前に、廃止届と免許申請を同時に手続すること
- ② 設置場所に変更がないこと（「移動しない」アマチュア局のみ）
- ③ 常置場所に変更可能ですが、常置場所を管轄する総合通信局の管轄区域に変更がないこと（「移動する」アマチュア局のみ）
- ④ 現在の無線設備の全部または一部を使用するものであること
- ⑤ 現在指定されている電波型式及び周波数の全部または一部を使用するものであること
- ⑥ 空中線電力に変更がないこと

重要

既に免許が失効している場合は、廃止・新設の手続はできません。

〔注〕・「無線機」とは、送信機を意味します。

・「技術基準適合証明設備」には、工事設計認証機器を含みます。

次の条件すべてに合致した場合は、工事設計の記載を省略することができます。

- ① 現在の無線局の無線設備の全部をそのまま使用するものであること
- ② 事項書の備考欄（15の欄）に「現に免許を受けている無線局と同一のため記載を省略します。」の記載があること

引き続き使用する無線設備の全てが200W以下で技術基準適合証明設備等（附属装置なし、新スプリアス）である場合は、廃止・新設手続を取らなくても、設備の保証不要で免許申請をすることができます。

ただし、免許申請したアマチュア局が免許になるのは、原則現在のアマチュア局が失効してからになります。

JARDやTSSの保証が必要な設備、検査が必要な設備でも廃止・新設の手続が間に合えば、保証・検査は不要です。

＜提出する書類等＞

- ① 廃止届
- ② 免許申請書、無線局事項書及び工事設計書
- ③ 返信用封筒（宛先を明記し、切手を貼ったもの）

※全てを同封して、免許が失効するまでに到着するようにお送りください。

※概ね1か月程度で処理が完了します。電話等での個別の申請の処理状況のお問い合わせはご遠慮ください。

※到着の記録をしたい場合は「簡易書留」などで提出してください。

申請書提出先：常置場所、設置場所を管轄する総合通信局へ郵送してください。（信越総合通信局へ提出する場合は、以下を点線で切り離して封筒に貼付けると便利です↓）

380-8795

長野市旭町1108

長野第一合同庁舎

信越総合通信局

無線通信部無線通信課 御中

「アマチュア局免許申請書在中」
（廃止・新設）

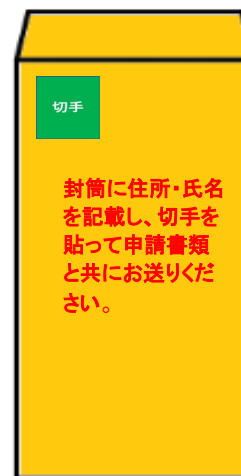
＜免許事項証明書等送付用封筒（返信用封筒）について＞

免許事項証明書等の郵送を希望される場合は、無線局免許手続規則第34条により、切手を貼った「免許事項証明書等送付用封筒」が必要となります。

できるだけ定形郵便用長形3号（A4用紙が3つ折りで封入できる大きさ）以上の封筒に、住所、氏名を記載いただいた上で、その封筒の大きさの規定郵便料金分の切手を貼付した上で、当局へ申請書類とともに送付してください。免許状を折らずに発送を希望される方は、角型6号以上の封筒に定形外郵便の切手を貼ってください。

＜返信用封筒に貼付する切手＞

定形封筒110円
定形外封筒140円



↑ 免許事項証明書等付用封筒例

無線局廃止届出書

年 月 日

信越総合通信局長 殿

電波法第22条又は電波法第27条の10第1項の規定により、無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止するので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者

住 所	都道府県一市区町村コード〔記載不要〕
	〒（ ）
氏名又は 名称及び代表者氏 名	フリガナ：

2 無線局の廃止に係る事項

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 （1局）
② 識別信号	コールサイン：
③ 免許の番号又は包括免許 の番号	信 A 第 号
④ 廃止する年月日	年 月 日
⑤ 備考	免許の年月日：

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ：
電話番号	
電子メールアドレス	

<廃止届記入例>

無線局廃止届出書

令和 7 年 9 月 25 日

信越総合通信局長 殿

提出先に応じて変更してください

提出（郵送）する日を記入してください

電波法第22条又は電波法第27条の10第1項の規定により、無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止するので、下記のとおり届け出ます。

記

コードがわからない場合は記載不要です

1 届出者

住 所	都道府県一市区町村コード [記載不要]
	〒 (380 - 0846)
	長野県長野市旭町1108
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ： シンエツ タロウ
	信越 太郎

②～③は無線局免許状（コールサインが書いてあるもの）に記載されている
・識別信号（コールサイン）
・免許の番号
を記載してください。

2 無線局の廃止に係る事項

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 （1局）
② 識別信号	コールサイン： JSOABC
③ 免許の番号又は包括免許の番号	信 A 第 1234567 号
④ 廃止する年月日	令和 5 年 10 月 15 日
⑤ 備考	免許の年月日：平成31年4月1日

免許の有効期限をご記入下さい。

無線局免許状に記載されている「免許の年月日」を記入してください

3 届出の内容に関する連絡先

担当者から連絡することがありますので、平日の昼間に連絡が取れる電話番号等を記入してください（※社団局・個人局問わず記載してください）

所属、氏名	フリガナ： シンエツ タロウ
	信越 太郎
電話番号	026 - 234 - * * * *
電子メールアドレス	***** @ ***** . ** . jp

無線局事項書及び工事設計書

1	免許の番号	A第 号						
2	申請（届出）の区分	☒ 開設 ☐ 変更						
3	個人／社団（クラブ）の別	☐ 個人 ☐ 社団（クラブ）						
4	住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒（ ） 電話番号（ ）－ 国籍 []						
5	氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ						
6	工事落成の予定期日	☐ 予備免許の日から 月 日 ☐ 日付指定： . .						
7	無線従事者免許証の番号	☐無線従事者免許 同時申請 同時申請の資格 国家試験受験番号 修了証明書の番号						
8	無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項						
9	呼出符号							
10	無線設備の設置場所又は常置場所	住所	都道府県－市区町村コード []					
11	移動範囲	☐ 移動する（陸上、海上及び上空） ☐ 移動しない						
12	電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	☐ 指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力						
13	変更する欄の番号	☐ 4・5	☐ 7	☐ 9	☐ 10	☐ 11	☐ 12	☐ 15
14	備考	15工事設計書の送信機に関する事項は別紙に記載 現にアマチュア局を開設しているときは、その免許番号「信A第 号」 ☐ 現使用呼出符号「 」 ☐ 過去使用呼出符号希望「 」 ☐ 廃止又は失効の日から5年以内 ☐ 旧コールサイン						
15	工事設計	第 送信機	変更の種別	☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去 ☐ 変更				
		適合表示無線設備の番号						
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲						
		変調方式コード						
		終段管	名称個数.....	電圧.....	V			
		定格出力(W)						
		第 送信機	変更の種別	☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去 ☐ 変更				
		適合表示無線設備の番号						
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲						
		変調方式コード						
終段管	名称個数.....	電圧.....	V					
定格出力(W)								
送信空中線の型式								
周波数測定装置の有無		周波数測定装置		☐ 有		☐ 無		
		施行規則第11条の3第7号の装置		☐ 有				
添付図面		☐ 送信機系統図						
その他の工事設計		☐ 電波法第3章に規定する条件に合致する。						

15 工事設計	第1送信機	変更の種別	☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去 ☐ 変更	
		適合表示無線設備の番号		
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
		変調方式コード		
		終段管	名称個数	電圧 V
		定格出力(W)		
	第2送信機	変更の種別	☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去 ☐ 変更	
		適合表示無線設備の番号		
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
		変調方式コード		
		終段管	名称個数	電圧 V
		定格出力(W)		
	第3送信機	変更の種別	☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去 ☐ 変更	
		適合表示無線設備の番号		
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
		変調方式コード		
		終段管	名称個数	電圧 V
		定格出力(W)		
	第4送信機	変更の種別	☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去 ☐ 変更	
		適合表示無線設備の番号		
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
		変調方式コード		
		終段管	名称個数	電圧 V
		定格出力(W)		
第5送信機	変更の種別	☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去 ☐ 変更		
	適合表示無線設備の番号			
	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲			
	変調方式コード			
	終段管	名称個数	電圧 V	
	定格出力(W)			

記載例

無線局免許（再免許）申請書

提出（郵送）する日を記入してください

提出先に応じて変更してください

信越総合通信局長 殿

令和 7 年 10 月 1 日

申請等手数料ちょうどの収入印紙がなく、過納される場合は、余白部に「過納承諾 氏名」を記入してください

過納承諾 信越太郎
(過納の場合のみ)

収入印紙 4000円	収入印紙 500円	収入印紙 30円
---------------	--------------	-------------

- ☑ 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

また、上記の申請に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事した書面の交付を請求します。

規定額の収入印紙（郵便局等で購入できます）を重ねないように貼付してください
貼付後、消印・割印はしないで下さい

記

1 申請者

住 所	都道府県一市区町村コード	コードがわからない場合は記載不要です
	〒 (380 - 0846)	
	長野県長野市旭町1108	
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ: シンエツ タロウ	
	信越 太郎	

2 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	☒ 該当 ☐ 該当しない
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	☐ 有 ☒ 無

《電波法第5条第3項に規定する欠格事由とは？》

電波法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者が、欠格事由に該当します

3 免許又は再免許に関する事項

① 無線局の種類及び局数	アマチュア局（1局）
② 識別信号	記載不要
③ 免許の番号	
④ 免許の年月日	
⑤ 希望する免許の有効期間	
⑥ 備考	

②～④は免許申請処理時に新たに採番等されるため、記載不要です

「希望する場合のみ」記入して下さい。（それ以外は空欄にしてください）
記入しなければ最長の5年間となります

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の申出の有無	☒ 有 ☐ 無
電波利用料の前納に係る期間	☒ 無線局の免許の有効期間まで前納します。 ☐ その他（ 年 ）

前納を希望する場合は、「有」にチェックし、前納に係る期間を選択してください

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）

☐ 1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県一市区町村コード	アマチュア局は個人の運用であるため、記載不要です。 申請者（免許人）住所 = 納入告知書送付先となります。
	〒	記載不要
部署名	フリガナ: シンエツ タロウ	

5 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ: シンエツ タロウ	担当者から連絡することがありますので、平日の昼間に連絡が取れる電話番号等を記入してください（※社団局・個人局問わず記載してください）
	信越 太郎	
電話番号	026 - 234 - * * * *	
電子メールアドレス	***** @ ***** . ** . jp	

記載例		工事設計書	
1	免許の番号	A 記載不要 号	
2	申請（届出）の区分	☒ 開設 ☐ 変更	
3	個人／社団（クラブ）の別	☒ 個人 ☐ 社団（クラブ）	
4	住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒（380－0846） 長野県長野市旭町1108 電話番号（026）234－**** 国籍 [] 昼間に連絡の取れる電話番号を記入してください（携帯電話可） 日本国籍の方は記入不要です	
5	氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ シンエツ タロウ 信越 太郎	
6	工事落成の予定期日	☐ 予備免許の日から____月目の日 ☐ 日付指定： 新設検査が必要な場合のみ記入してください	
7	無線従事者免許証の番号	BZZN1234 同時申請の資格 ☐無線従事者免許同時申請 国家試験受験番号 修了証明書の番号 写真のある無線従事者免許証の番号を記入してください	
8	無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項	
9	呼出符号		
10	無線設備の設置場所又は常置場所	住所	都道府県－市区町村コード [] 上記4と同じ 住所と異なる場合は記入してください。但し、信越管内（新潟県及び長野県内）以外の住所である場合は、管轄する総合通信局等への手続きとなります。
11	移動範囲	☐ 移動する（陸上、海上及び上空） ☒ 移動しない	
12	電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	☒ 指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力	
13	変更する欄の番号	☐ 4・5 ☐ 7 ☐ 9 ☐ 10 ☐ 11 ☐ 12 ☐ 15	
14	備考	15工事設計書の送信機に関する事項は別紙に記載 現にアマチュア局を開設しているときは、その免許番号「信A第1234568」 ☒現使用呼出符号「JS0ABC」 ☐過去使用呼出符号希望「」 ☐廃止又は失効の日から5年以内 ☐旧コールサイン 「現に免許を受けている無線局と同一のため工事設計書の記載を省 廃止・新設にお手続きにて、15工事設計の記載を省略する場合には、朱書きで記入してください。 現に免許を受けているアマチュア局を記入してください	
15	機送信	変更の種別	☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去 ☐ 変更
		適合表示無線設備の番号	
	機送信	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
		変調方式コード	
	機送信	終段管	名称個数.....電圧.....V
		定格出力(W)	
	機送信	変更の種別	☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去 ☐ 変更
		適合表示無線設備の番号	
	機送信	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
		変調方式コード	
機送信	終段管	名称個数.....電圧.....	
	定格出力(W)		
送信空中線の型式		単一、八木、ダイポール	
周波数測定装置の有無		周波数測定装置 施行規則第11条の3第7号の装置 ☐有 ☐無 ☒有 ☐無 26.175MHzを超える周波数の電波のみ合又は空中線電力が10W以下の送信機のみは記載不要	
添付図面		☐ 送信機系統図	
その他の工事設計		☒ 電波法第3章に規定する条件に合致する	
確認してチェックを入れてください			

事項書の14備考に工事設計書記載省略の旨を記入した場合、こちらの別紙を提出する必要は

別紙

5装置以上の場合は適宜追加してください

技術基準適合証明機器（工事設計認証機器を含む）のみ使用する場合には無線機に貼付されている該当番号を記載してください

技術基準適合証明機器（工事設計認証機器を含む）以外の無線設備を使用する場合「発射可能な電波の型式及び周波数の範囲」「変調方式」「終段管」「定格出力」のすべての記載が必要です。

15 工事設計	第1送信機	変更の種類	☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去 ☐ 変更	
		適合表示無線設備の番号	002-123456	
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
		変調方式コード		
		終段管	名称個数	電圧
		定格出力(W)		
	第2送信機	変更の種類	☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去 ☐ 変更	
		適合表示無線設備の番号	002KN1234	
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
		変調方式コード		
		終段管	名称個数	電圧
		定格出力(W)		
	第3送信機	変更の種類	☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去 ☐ 変更	
		適合表示無線設備の番号		
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	F3E 1 4 4、4 3 0 M H z	
		変調方式コード	FM（リアクタンス変調）	
		終段管	名称個数	電圧
		定格出力(W)		
	第4送信機	変更の種類	☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去 ☐ 変更	
		適合表示無線設備の番号		
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
		変調方式コード		
		終段管	名称個数	電圧
		定格出力(W)		
第5送信機	変更の種類	☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去 ☐ 変更		
	適合表示無線設備の番号			
	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲			
	変調方式コード			
	終段管	名称個数	電圧	
	定格出力(W)			

提出前の再チェック！

OK？

書類	項目	チェック内容	☒	解説		
-	提出時期	再免許の提出期間を逸した免許はまだ有効期限内ですか？	☐	現在の免許が失効してしまうと、廃止・新設の手続きは取れません。新たに開局となります。（保証、検査が必要な無線設備はそれぞれの手続きも必要になります。）		
		免許の有効期間まで1か月以内ですか？	☐	免許の有効期間まで1か月以上ある場合は再免許手続きをしてください。		
申請書	収入印紙	郵便局等で購入した収入印紙（日本政府と表示があるもの）を貼っていますか？	☐	都道府県発行の収入証紙や切手では受付できません。また、割印はしないでください。領収書、契約書で一度使用した収入印紙も無効です。		
		規定額どおりであり、剥がれないように貼ってありますか？	☐	規定額より多い場合は、「過納承諾 氏名」の記載をしてください。収入印紙は、できるだけ水を用いて剥がれないように貼ってください。枠内に貼りきれない場合は、余白部やA4の別紙に貼ってください。		
	提出先名	設置場所、常置場所を管轄する総合通信局長等になっていますか？	☐	住所に関係なく、設置場所・常置場所を管轄する総合通信局長等に申請する事になります。		
	4 欠格事由欄	チェックは入っていますか？	☐	電波法に違反し罰金以上の刑に処され、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者など電波法第5条の欠格事由に該当する場合は「有」に☑を入れてください。		
無線局事項書	7 無線従事者免許証番号欄	写真付きの無線従事者免許証の番号を記入していますか？	☐	過去に免許を受けていたアマチュア局の免許番号（信A第〇〇〇〇号）ではなく、「BAEN9876」のように無線従事者の免許証番号を記入してください。		
	10 無線設備の設置場所又は常置場所欄	住所と常置場所等が異なる場合は、それぞれに記入していますか？	☐	上段の申請者住所と同じ場合は記載不要です。住所が設置場所・常置場所として登録されます。		
	11 移動範囲	チェックは入っていますか？	☐	必ずチェックを入れてください。50Wを超える無線局は「移動しない」チェックを入れてください。		
	12 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	チェックは入っていますか？	☐	免許記録には資格に応じた一括表示記号が記載されます。		
	14 備考	現に免許を受けているアマチュア局の「免許の番号」及び「呼出符号」を記載していますか？	☐	現在免許が有効なアマチュア局の免許番号、呼出符号（コールサイン）を記入してください。		
工事設計書	15 工事設計書	無線局事項書の備考欄で記載省略と記入した場合は記載不要です。	☐	設備を一部撤去する場合は、撤去後の内容で記載してください。		
		記載する場合は、技術基準適合証明設備の場合、証明番号は正しく記載されていますか？お手元の無線機で再度確認してください。	☐	現在の有効なアマチュア局の設備をそのまま記載してください。「O」が1つ多い・少ない例や「U」と「V」の間違いなどがあります。ラベルどおり正確に記入してください。既に開局している方から譲り受ける場合で、その局の設備となっている場合は、その方に撤去の手続きをするよう依頼してください。		
		記載する場合は、その他の工事設計「電波法第3章に規定する条件に合致する。」にチェックは入っていますか？	☐	「電波法第3章」では、無線設備の条件などを定めています。電波法に合致する設備である場合は、忘れないでチェックをしてください。		
必要な項目はすべて☑OK!でしたでしょうか？						
内容物確認	廃止届、免許申請書、無線局事項書、工事設計書、返信用封筒（切手貼付はそろっていますか？）		☐	免許事項証明書等送付用の封筒には、送付先の住所、氏名を記入し、規定額の切手を貼付してください。		
郵便料金に不足がないよう確認をして郵送してください。 (信書に該当しますので、メール便等では送れません)						
※到着の記録を残したい場合は「簡易書留」などで提出してください。						

※担当者からのお願い・申請書に収入印紙をのりで貼る場合は、十分乾いてから折りたんで、封筒に入れてください。はみ出たのりで申請書が貼り付き、開けない事があります。
・返信用封筒は、折りたんで入れてください。同じ大きさの提出用の封筒に無理にそのまま入れると、開封時に返信用封筒を破損してしまう事があります。